## 議案第3号

## 平成20年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

平成20年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,224千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,191,540千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する 行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成20年5月29日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

		款				項		補正前の額 補 正 額			額	計		
į	5 繰	操 越 金				<sub>千円</sub> 161, 305	24		<sub>千円</sub> , 224	<sup>千円</sup> 185, 529				
				1	繰	越	金	161, 305		24	, 224	185, 529		
		歳	入		ì	計		1, 167, 316		24	, 224	1, 191, 540		

歳	出												
款			IJ	Ę			補正前の額	補	正額	計			
1 流域下加	1 流域下水道事業費							<sup>千円</sup> 763, 863		<sup>手円</sup> 24, 224	<sup>千円</sup> 788, 087		
		2	流管	域理	下事	水業	道費	565, 418		24, 224	589, 642		
歳	出	<u></u>	ì	<b>1</b>	<del> </del>			1, 167, 316		24, 224	1, 191, 540		

## 第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額	
	項 水道管理委託		間 1 年度から 5 年度まで	限		額 079,8	<b>千円</b> 3 8 5